

平成30年度第2回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成30年8月28日開催

会長及び副会長の選任

会長及び副会長について、以下のとおり選任しました。

(会長) 増田 昇、(副会長) 置田 修

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画西板持町四丁目地区地区計画の決定について

都市計画法第21条の2に基づき提案のあった標記の地区計画について、以下のとおり決定する旨、議決しました。

位 置：西板持町四丁目地内
建物用途：物品販売店舗、飲食店
面 積：約2.2ha
地区施設：道路、緑地、調整池

・議第2号 南部大阪都市計画下水道の変更について

都市計画法第11条第1項に規定される都市施設の一つである下水道について、以下のとおり変更する旨、議決しました。

1. 名称：富田林市大和川東部流域関連公共下水道
面積：(変更前) 約1,330ha、(変更後) 約1,335ha
2. 名称：富田林市大和川南部流域関連公共下水道
面積：(変更前) 約710ha、(変更後) 約711ha

報告（富田林市決定）

・報告1 生産緑地法の改正について

生産緑地法の改正（面積要件の緩和・建築規制の緩和・特定生産緑地制度の創設）について、報告しました。

・報告2 富田林市都市計画マスタープランの改定について

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの改定にあたり整理した、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」について、報告しました。